

「鶴岡市ごみの分け方・出し方ガイドブック」協働発行业務仕様書

1. 印刷物の規格、内容等

(1) 名称

ア. ガイドブック

「鶴岡市ごみの分け方・出し方ガイドブック」

イ. ポスター

「鶴岡市 保存版 生活系ごみの分け方・出し方」

(2) 発行時期

ガイドブック、ポスターともに令和4年3月（予定）

(3) 発行部数

各57,000部（全戸配布用49,000部、転入者用8,000部／4年分。広告主分除く）

(4) ガイドブックの規格等

ア. 判型 A4判

イ. ページ数 40～50ページ程度を想定

ウ. 製本 中綴じ

エ. 刷色 全ページ4色刷り（フルカラー）

オ. 紙質 上質紙（グリーン購入法基準）

(5) ガイドブックの掲載内容

以下のものを想定している。

ア. ごみステーション利用の基本ルール

イ. ごみ処理の行方

ウ. ごみの減量・リサイクルの推進のための行動

エ. ごみの分け方・出し方のルール

オ. ごみを直接持ち込む方法

カ. ごみ分別一覧表

キ. その他、3Rやごみの分別に関連する情報

ク. 広告

(6) ポスターの規格等

ア. 判型 B3判

イ. 刷色 4色刷り（フルカラー）

ウ. 紙質 コート紙四六版 68 kg

(7) ポスターの掲載内容

以下のものを想定している。

ア. ごみステーション利用の基本ルール

イ. ごみの分け方・出し方のルール

ウ. その他、3Rやごみの分別に関連する情報

2. 費用負担

制作から発行に要する一切の費用は、協働発行业業者が負担するものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

3. 広告の取扱い

- (1) 協働発行业業者は、紙面の30パーセント以内の範囲で広告を掲載できるものとし、その広告の掲載により得られる収入は協働発行业業者に帰属するものとする。
- (2) ガイドブックの表表紙・背表紙及びポスターには広告を掲載しないものとする。
- (3) 広告主の募集は協働発行业業者が行い、市は関与しないものとする。ただし、協働発行业業者から依頼があった場合は、必要と認める範囲で、市内事業者等に向けた広告掲載案内文書を発行する。
- (4) 広告掲載の取扱いは、鶴岡市広告掲載要綱の規定を遵守すること。
- (5) 広告のごみの分け方・出し方等の情報と明確に区別できるよう掲載すること。
- (6) 掲載する広告等については、市が事前に審査を行うものとする。広告の掲載面、位置等については、市と協議のうえ決定する。
- (7) 協働発行业業者は、広告等が市の事前審査により不適合と判断された場合は、広告内容の修正又は広告主の変更をしなければならない。この場合において生じる経費は協働発行业業者の負担とする。

4. 制作方法

- (1) 市は、ガイドブック及びポスターの制作に必要な行政情報を電子データ又は紙原稿で、協働発行业業者に提供する。
- (2) 協働発行业業者は、ガイドブック及びポスターの制作に必要な全ての情報を収集し、ガイドブック及びポスターの企画、編集、印刷、製本に係る一切の業務を行うものとし、その際、市と十分に協議し、市の承認を受けて進めること。
- (3) 協働発行业業者は、ガイドブック及びポスターの制作に関し以下の事項を遵守すること。
 - ア. 文字・写真・イラストの大きさ、配列及び配色については、高齢者や視覚障害者等に配慮し誰もが見やすい視認性の高いものとする。
 - イ. 校正は、文字校正及び色校正とし、文字校正は3回以上行い、色校正は1回以上行う。
 - ウ. 広告の制作は協働発行业業者が行うこと。

5. 納品方法

- (1) ガイドブック及びポスターは、100部ごとに仕分けし、鶴岡市役所市民部廃棄物対策課（鶴岡市宝田三丁目13番6号）に納品するものとする。なお、ポスターは二つ折りにし納品するものとする。

- (2) 協働発行事業者は、ガイドブック及びポスターについて、広告を除く全ページ分の電子データ（PDF形式、JPEG形式及びAI形式）をCD-ROM等記録媒体に記録し納品すること。当データについては、テキスト等のアウトラインを作成しないこと。
- (3) 協働発行事業者は、ガイドブック及びポスターの制作のために使用した写真、イラスト等の電子データ（JPEG形式）をCD-ROM等記録媒体に記録し納品すること。

6. 責任分担及び問い合わせ等の対応

- (1) 協働発行事業者は、ガイドブック及びポスターの発行に関して、行政情報の内容に関わる事項を除き、責任を負うものとする。
- (2) 協働発行事業者は、ガイドブックへの広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、協働発行事業者又は広告主の責任及び負担において解決しなければならない。ただし、市の責めに帰す場合はこの限りではない。

7. 著作権等

- (1) ガイドブック及びポスターに係る全ての著作権（広告の部分に係る著作権を除く。）は、市に帰属するものとし、市が自由に加工、複写、ホームページなどへの掲載、増刷等を行い、公表できるものとする。
- (2) ガイドブック及びポスターの制作のために使用した写真、イラスト等は全て市に供与し、その利用、再編集は市が自由に行えるものとする。
- (3) 本業務の実施に際し、第三者の肖像権、所有権、著作権等の知的財産権を侵害しないこと。第三者の著作物を使用する場合は、協働発行事業者の負担で著作権処理を行うこと。なお、これらを怠ったことにより、第三者の権利を侵害したときは、協働発行事業者はその一切の責任を負うこと。

8. その他

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と協働発行事業者が誠意をもって協議し、解決を図る。